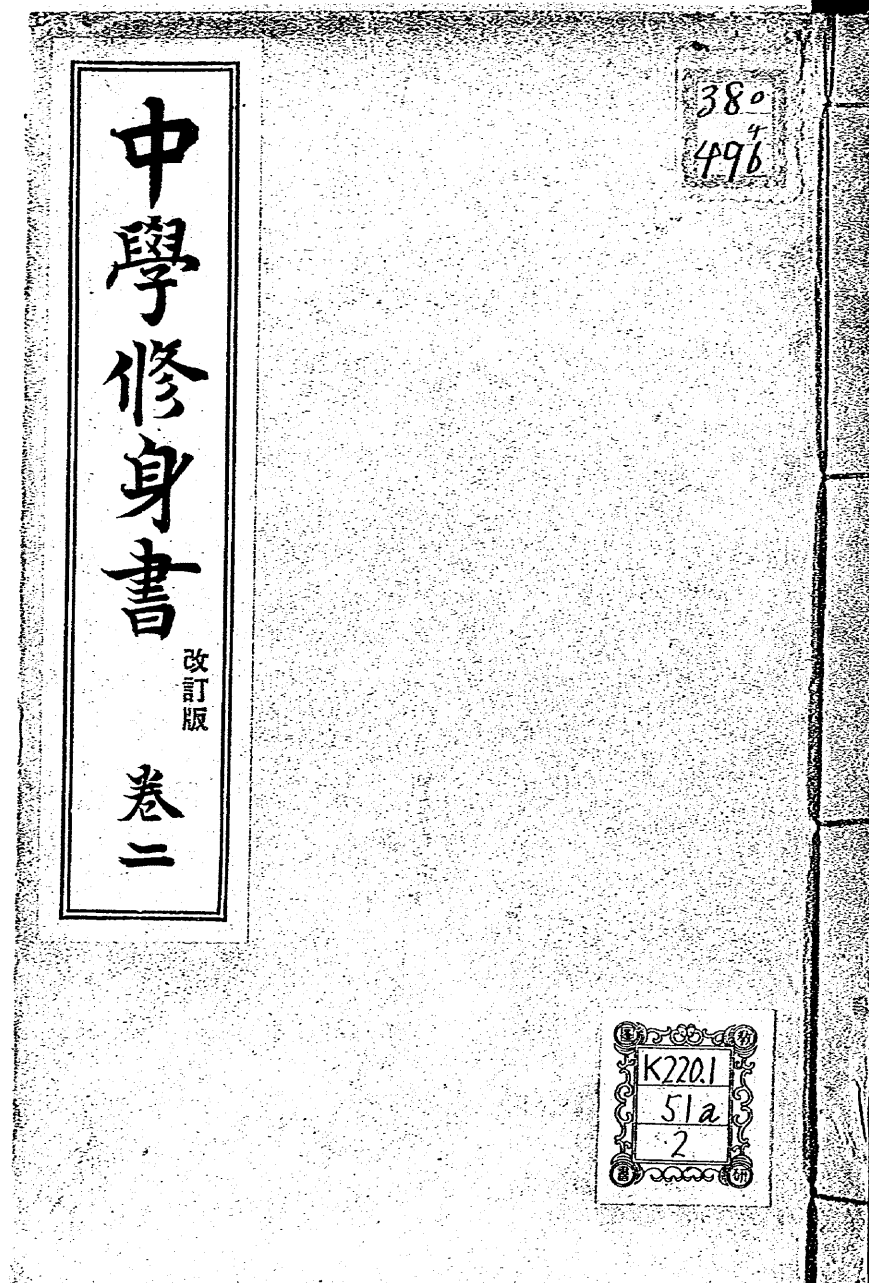


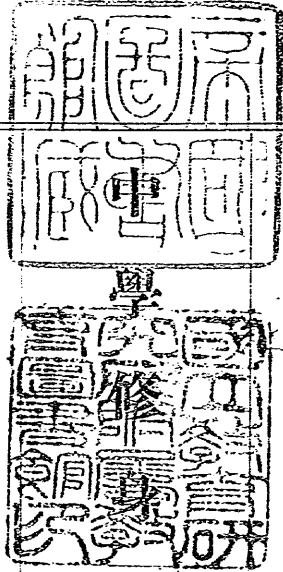


K220.1

51a

2

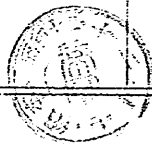
大島直治著



書

改訂版

育英書院發行



神 勅

葦原ノ千五百秋ノ瑞穂國ハ是レ
吾ガ子孫ノ王タルベキ地ナリ宜
シク爾皇孫就イテ治セサキク寶
祚ノ隆エマサンコト當ニ天壤ト
窮ナカルベシ

五箇條ノ御誓文(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ
メン事ヲ要ス
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ
誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基
キ協心努力セヨ

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大
典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝
國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德
ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝
アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良
ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎
順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗
ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分
ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕力親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕力祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕力率由スル所ヲ示シ朕力後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕力子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我力臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ

憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ安全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕力繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕力子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ朕力在廷ノ大臣ハ朕力爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕力現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

明治二十二年二月十一日

御名 御璽

各國務大臣副署

勅語

六

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸共德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉達ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

詔書

八

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輒近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ

時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

勅語

(昭和元年十二月二十八日)

一〇

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考淑聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル
輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク限ヲ國家ノ大局ニ著ケ

舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎勵シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

二

勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百

年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきもの

にあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまゐらす事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれは猶訓諭すべき事こそあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此心の

固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘はらす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とも停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すべきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上

級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を案り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには實に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれは我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たるものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々

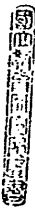
人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ山なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼なとの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとても守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたは英雄豪傑ともか禍に

遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等間にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの誓も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も



善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に違ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

御名

詔書

二〇

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ擇ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スル

ハ夙夜朕力念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武五ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

勅語

三

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共
榮ノ實ヲ舉クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深
ク帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至
ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツ
ツアリ是レ一ニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セ
ムトスルニ外ナラス
朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ
贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム
朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算及法律
案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷協贊ノ任
ヲ竭サムコトヲ努メヨ

昭和十二年九月四日

御名御璽

中學修身書 改訂版 卷二

第一課	學業を勵め	一
第二課	努力勤勉	六
第三課	健全なる身體	二
第四課	讀書	五
第五課	良友	三
第六課	同情と親切	九
第七課	禮儀作法	五
第八課	善い習慣	四
第九課	謙遜と向上心	八

第十課	寛容の精神	五
第十一課	恥を知る心	六
第十二課	我と我が家	七
第十三課	孝(上)	七
第十四課	孝(下)	七
第十五課	友 愛	八
第十六課	忠孝と我が國體(上)	九
第十七課	忠孝と我が國體(下)	九

中學修身書 改訂版 卷二

大島直治 著

第一課 學業を勵め

學問と人の尊
い本性

人の尊い本性は、いろ／＼な方面にいろ／＼な形を採つて現れてくる。學問をして物の道理を明かにするのは、即ちこの現れの一つである。もしも人に學問をして道理を明かにする力がなければ、人生は闇黒の中をあてもなくさまよふやうなものであらう。たゞ、これあるがために人は世界の闇黒を照らし、心の闇黒を照らし、内外を明るくしつ

今日の文化と
我等の任務

つ人の進むべき道を進むことができるのである。たゞ、これがあるがために、人は萬物の上に卓出し、人生は限りなき希望に輝くのである。この力が盡きぬ泉となつて湧き出づるところに、我等の尊い文化はその豊かな生命を限りなく發展させることができるのである。

しかし今日の文化は、突如として無造作に現れたものではない。過去幾千載にわたる我等の祖先のいひ知れぬ苦心と努力の賜である。そして將來に於てその發展の極まるところは、到底測り知ることができない。祖先より受け継いだこの尊い文化を、いやが上にも深め、また高め、更に無窮に發展さすべく、これを次代に委ねるために新しき生命

勉學と骨折

と力とを注ぐのは、我等の貴い任務である。他日この貴い任務を擔ひ得るために、我等は今専ら勉學に心を傾けねばならぬ。

勉學といへば、直ちに骨の折れるいやな事と思ふものがある。もとより眞面目な仕事で骨の折れないものはない。しかし我等は、どこまでも骨を折らねばならぬ。眞面目な尊い仕事に魂をうち込んで骨を折るのは、男子の本領ではないか。學業に骨を折るのは自分を磨くことに骨を折るのである。骨折るに従つて闇黒に光がさすやうに、これまで解らなかつたことが次第に明かになり、次第に自分が磨き出されてゆく。これほど愉快なことはない。我等は勉

學科の選り好み
の弊

學そのもののうちに樂みを見出すやう心掛くべきである。しかしさうかといつて我等は妄りに學科の選り好みをしてはならぬ。「好きこそ物の上手なれ」といふこともあるが「下手の横好き」といふこともある。好きだからといつて直ちにそれが自分に適するとも限らなければ嫌ひだからといつて必ずしも適しないといふ證據にもならない。學校の學科は一として我等の教養上大切でないものはない。今はさほどにも思はぬ學科も後になつて始めてその意義の重要なるに氣づくことがある。まして一見互に無關係の如くに思はれる學科と學科との間にも根本に於ては密接なる聯絡が存するのである。それ故に我等は自己の好

中學時代の勉
強

惡に提はれずすべての學科を尊重してできる限り理解を廣め教養を深めるやうに心掛けねばならぬ。

中學時代はいはば春の朝である。すがすがしく清新の氣が心身に充ち満ちて、向上發展の精神が魂の底に動いてゐる。一生の運命の定まるのは概ねこの時代であり、そして勉強に専心するに最も適するのも亦この時代である。古人は「盛年重ねて來らず、一日再び晨なり難し、時に及んで當に勉勵すべし、歲月は人を待たずと戒めた。我等はこの大切なる時期をかりにもおろそかにせず、眞面目に學業を勵み、各自その分に應じて、他日國家の隆昌と世界の文化に貢獻するやうに志さなければならぬ。

努力の必要

第二課 努力・勤勉

いかに高尚な目的を立て、立派な理想を描くことができたとしても、自らこれを実現するために努力することができなかつたとしたら、いはゆる目的や理想はかない夢のやうなものになつて、人は依然として水が流れ、風が吹くやうに、或は鳥の飛び、獸の走るやうに、自然や本能の力に驅られて動くだけで、何一つとして自分で仕遂げることはできぬであらう。

我等は努力することによつて、たゞ一つ一つの仕事や目的を成就し得るのみでない。それと同時に内に潜んでゐ

努力の尊さ

人間の眞の尊さ

る我等の能力を發展させ、我等の品性を磨き出し、自分自身を成長させることができるのである。もとより人間には天性優劣の差があり、趣味・才能も一様でない。しかし、十で神童、十五で才子、二十過ぎればたゞの人といふ諺もあり、怠らず行かば千里のはても見ん、牛の歩みのよし遅くともといふ古歌もある。才があるからといつて必ずしも恃むに足りない、たゞ倚るべきは努力・勤勉の功である。

幼時鈍才と見られたにかゝはらず、發憤して志を立て、生涯勤勉努力を續けて、燦然たる功績を遺した偉大な名は史上に乏しくない。ニュートンはその一例だといはれてゐる。いかに豊かな天分が内に潜んでゐても、これを發展さ

偉人・天才の
努力

せて、花を咲かせ實を結ばしめるには努力によるほかはない。人はさまざまの仕事に於て眞剣に努力することによつて、始めて眞實の自分を發見することができる。外より來る僥倖や運を頼まず、自分の眞剣な努力によつて、不斷により善き自分を創り出し、産み出しつゝ發達進歩するところに、人間の眞の尊さがある。

「生みの悩み」といふ言葉がある。凡そ人間の手に成つたもので、眞に尊いもの、人生に幸福を與へるものは、悉く悩みのうちから生まれ出たものであるといつてもよい。悩みとは人知れぬ苦心と努力とに外ならぬ。昔から名高い藝術上の傑作、科學上の發見發明、その他の偉人の業績、一とし

努力と悦び

て血のにじみ出るやうな慘憺たる苦心と努力のともらぬものがあるであらうか。ダルトンは自ら天才と稱せられることを嫌つて、その成し遂げたすべての業績を單に不斷の努力と勤勉とに歸し、賴山陽は「我を才子と謂ふは未だ我を悉さざるものなり、能く刻苦すと謂ふものは眞に我を知るものなり」といつたと傳へられてゐる。偉人天才の多くの業績のうちには、時としてさほど苦心の痕の認められないものがあるにしても、その域に達するまでに自分を磨きあげ、自分を産み出す悩みはいかばかりであつたであらう。

しかし、生みの悩みはやがて悦びを伴ふ悩みである。すべて働くことは障礙にうち克つことであり、骨の折れるこ

とである。そこに悩みがある。けれども障碍に出會つて、我等の内に睡つてゐる力は目さめ艱難にうち克つて進むところにいひ知れぬ喜びが湧いてくる。孟子は「憂患に生き安樂に死す」といつた。眞に人らしく生きるものは、悩みと努力のうちに汲めどつきせぬ生命の泉、喜びの泉を發見するであらう。

休息の意義

休息は働くものに於てのみ意義がある。常に怠けて暮らすものには努力もなく休息もない。恰も日中の梟の如くにぼんやりして、夢の中にその一生を空過するであらう。昔から「時」は萬物を破壊するものといはれてゐる。しかしながら我等は、人生に於ける一切の價值あるものは、「時」の

時を有意義に
充たせ

うちに創造せられ實現せられることを忘れてはならぬ。従つて我等にとつて大切なことは「時」を有意義に充たすことである。二度と返らぬ少年時代を尊い努力と勤勉のうちに過すことである。

第三課 健全なる身體

身體は精神の
靈妙なる機關

志はいかに遠大であつても、身體が虛弱では何一つ思ふやうにできぬ。善いことはなさねばならぬ、目的は達したい、しかし何をなし何を達するにも先だつものは强健な身體である。耳目によらずしては見聞を廣める道なく、いかに貴い精神の活動も、身體のはたらきを通して始めて世界

身體の精神に
及ぼす影響

にその姿を現し、學問も、道德も、藝術も、身體の力をかりて始めて萬人の仰ぎ見る形を探ることができるのである。身體は實に精神の靈妙なる機關である。

けれども身體は單に精神の機關たるばかりではない。同時にまた精神にはたつきかけて、これに著しき影響を與へる。身體に故障があれば、氣分がいら／＼して心に落着きがなくなつたり、精神が沈みがちとなつて何となく天地が暗雲に閉されたやうな心持になつたりすることは、何人も經驗するところである。これに反して身體が强健で内に活力の充實したものは、精神もおのづからいき／＼として、世界が明るく晴れわたつたやうな明かな心持で日々の

健全なる身體
の理想

業務を楽しく處理することができる。倦怠むら氣自制力の缺乏、猜疑、我儘等の不徳は、多くは虛弱なる身體に伴ひ、根氣忍耐、快活勇氣、果斷等の諸徳は、健全なる身體から自然に溢れいづるかどさへ思はれる場合が少くない。これ即ち「健全なる精神は健全なる身體に宿る」といはれる所以である。

身體は生命の育てられる所であつて、身體の發達は生命の發展を意味する。我等の貴い精神の活動は、この生命に華さき、この生命のうちに實現されるのである。従つて身體の存續する限りに於て生命は維持せられ、生命が維持されないでは精神のはたらく道がないのはいふまでもない。

貴い事業は一朝にして完成されるものでなく、若い生命のうち潜んでゐる貴い精神の芽生が、立派に咲きいでて實を結ぶには長い年月を要する。して見れば強壯で長生するのは、自分の天分を完うするために何よりも大切な條件ではないか。強壯で長生する身體が即ち健全なる身體の理想である。

しかし身體を大切にするのは單に自分だけに對する務めではない。父母が朝夕氣遣はれるのは何よりも先づ我等の健康である。それ故に孔子は、身體髮膚これを父母に受く、敢へて毀傷せざるは孝の始なりと教へた。そして一國の隆替盛衰がいかに國民各自の健康にかゝつてゐるか

健全なる身體
は百善の本

身體に對する
我等のつとめ

は古今東西の歴史の示すところである。健全なる身體は實に百善の本といはねばならぬ。

我等は生を人間に享けたことのいかに有り難いかを思ひ、また子として、國民として、はた學生としての貴い本分を自覺し、健全なる身體を鍛へあげて體位を向上させるやうに心掛けねばならぬ。

第四課 讀書

人間の生活をして禽獸のそれよりも勝れしめる所以の一つは、人が言語をよくする點にあるといはれる。人々は言語を用ゐて、互にその心中に潜めるものを傳達し合ひ交

言語の作用

換し合ふことによつて、共同の世界に入り、共同の目的に結びつき、かくて始めてよく人らしき生活を營むことができる。我等人間に於ては、思想といはず、感情といはず、各人の心のうちに體驗するものは、決してその個體のうちに鎖されて、その短き生涯とともに盡きるものではない。大小廣狹の差こそあれ、必ず波紋を描いてその周圍に影響し、何等かの形に於て社會共同の生活のうちに編みこまれ、溶け込んで、時代から時代へと傳はつてゆくのである。そして各人の體驗を他人の心中に運び、一代の思想を次代に擔つてゆく主なる役目をするものは、即ち言語である。

書籍の效用

しかし我等が音聲によつて親しく言語を交へ得る範圍

は極めて限られてゐる。更に文字によつて表され、書籍となつて現れて、始めて言語はその靈妙な作用^{はたらき}を遺憾なく發揮することができ、我等をして身は一室の内に坐して古今の聖賢と交り、東西の偉人の生命に觸れることを得しめるものは、書籍である。世界萬國の隆替興亡の迹をバノラマの如くに我等の眼前に展開せしめるものは、書籍である。古來幾多の哲人、學者、天才が思索し、研究し、冥想し、想像し、考へ出し、歌ひ出したものを、我等の魂のうちに蘇らしめるものも、書籍である。

讀書の意義

もしも世に書籍といふものがなく、學問するといつてもたゞ個人が直接に見聞し、經驗する範圍を出づることがで

書籍選擇の必要

きなかつたとしたなら、社會の進歩も將た文化の發達も殆ど見るべきものがなく、我等の生活のみじめさは想像も及ばぬであらう。それ故に我等は書籍の尊い意義を考へ、かやうな尊い意義を有する書籍が自由に求め得られる聖代に生まれ合せた我等の幸福を思ひ、書籍をして十分にその尊い意義を發揮せしめるやうに努めなければならぬ。

書籍の尊い意義と價值とが、これを讀む人に於て實現せられることはいふまでもない。然るに文化の發達した今日に於ては、學問の分科と程度とに應じて書籍にも千差萬別の種類があるばかりでなく、印刷出版の驚くべき進歩につれて、不正な射利を目的とするいかゞはしい書籍や、少年

書籍を選ぶ標準

青年を誤りやすき未熟粗笨な思想を鼓吹する危険な讀物も少くない。従つて我等にとつて肝要なことは書籍の選擇である。人の一生は短く、讀むべき名著良書には限りがない。いかゞはしい惡書や危険な讀物に貴重な時間と勞力とを空費するが如きは、思はざるの甚しきものといはねばならぬ。

然らば我等は如何なる書籍を選択すべきであらうか。我等は今學問の基礎を築き、品性の土臺を固めねばならぬ大切な時期に立たされてゐる。學校に於けるすべての課業は、この大切な時期に適切な教養を積ましめんがために我等に課せられるものであるから、教科書の尊重せら

良書に親しめ

るべきは勿論であるが、これを外にして我等にとつて最も重要な意義を有するものは、人格の根柢に培ひ、品性の修養に資するところの良書である。

昔から聖賢の書を始めとして、偉大なる哲人・史家・文豪等の手になれる幾多の名著大作が、絶えず人生に光明と生命とを與へ、常に社會を指導して人心を向上せしめ、幾多の偉人・俊傑を創り、幾多の善良なる男女を産み出したことは、更めて説くまでもない明白な事實である。時間の許す限りこれらの良書に親しみ、その雄大・高雅なる精神に觸れて、我等の魂をます／＼高く清く美しくするやうに修養の道にいそしむのは、我等にとつてこの上もなく喜ばしいことで

讀書の態度

はないか。

書を読むには書の内容に徹しなければならぬ。かみしめて讀まなければならぬ。解らぬときは讀み返し、解つても讀み返して更に深く味ふがよい。古人の書を読むに當つては、机に向つて端坐し、肅然として襟を正したといはれる。我等はその眞剣にして眞面目なる態度を學ばねばならぬ。

眞剣に讀め

良書の精神は心誠に眞剣にこれを読むものの魂のうちに蘇つてくる。そして讀むものに活かされつゝ讀むものを活かすであらう。

朋友と社會生活

第五課 良友

世界がいかに廣く、隨つてそこに生活する人間の數がいかに多くとも、もしも見知れるものとは一人もなく、どこを歩いても初めて外國を一人旅するのと變りがないとしたなら、何人もこの世に生活するに堪へぬであらう。たと親あり、兄弟あり、隣人あり、朋友があつて、廣き世界も始めて住み心地よく、人類もつまりは隣人の擁^{よう}りであり、四海も兄弟朋友の連りであるといふことに氣がついてくる。

然らば朋友とは何であるか。たと互に人であるといふだけでは朋友といへないのは勿論であるが、さりとて單に

朋友とは何

友と友を結ぶもの

互に知り合ひであるといふだけでもまだ朋友とは名づけられない。彼と我と朋友たらんがためには、そこに彼の心と我が心とを結びつけ、互に相接觸し、相交渉せしむる共同の紐がなければならぬ。

この共同の紐は何であるか。娛樂であるか。互に娛樂を共にすることが眞の朋友となる機縁を作ることとはあらう。けれども單なる娛樂を目的として集まるものは、境移り興去るにつれて次第に疎くなり、遂には互に路傍の人ともなる。しからば利益であるか。利益の紐のみによつて結ばれるものは、一たび利害の衝突に會へば忽ち仇敵として對ひ合ふやうになるであらう。ほんとうに人と人とを

眞の朋友

結びて眞の朋友たらしめるものは、互の心の奥底から出て互の人格の中核に觸れるところの紐であり、偶然なる外面的事情によつて絶たれることのない紐でなければならぬ。

心に思ふことがあれば、會つて話したくなり、會つて見れば、口を開かぬうちに既に互の心持が解り、魂と魂と心と心と直ちに相觸れて、その間に少しの隔りもなく、一點の疑念の介在するを許さない。喜憂を共にし、苦樂を分ち、彼と我との異るところ彼我相補ひ、彼と我との同じきところ直ちに一の生命となつて流れる。我と我が身を重んずるやうに互に重んじ合ひ、我と我が身を戒め勵ますやうに互に戒

朋友を求むるの途

め合ひ勵まし合つて、共に向上の途を進んで行く。かやうな關係が成り立つところに眞の朋友は生まれるのである。それ故に眞の朋友を結ぶ共同の紐は、互に魂の奥底から信じ合ひ、愛し合ひ、敬し合ひ、勵まし合つて、共に善を實現せんとする精神に外ならぬ。この精神に照らされて始めて利益も娛樂も血縁も、それと新しき生命と意義とを獲るであらう。眞の朋友は即ち良友である。

かやうな朋友をもつことのできる人は、終生どんなに仕合せであらうか。親子兄弟の縁は生みつけられたものであるが、朋友はこの廣き世界に於て遭逢するものである。求めて容易に會はざることがあり、たま／＼一見舊知の如

自らの良友
となれ

き良友に遭逢することもある。しかし偶遭逢しても一見舊知の如くに感ぜられるのは、こゝに求める心が潜んでゐるからである。いかにしたらば良友は求め得られるであらうか。

良友を求め得る道は自ら良友たり得るやうに努むることである。人は一生修業をせねばならぬ。そして我等は今修業の首途にある。従つて何等の缺點も過もない友人といふ意味に於て良友を求めるなら、それは始めからして心得違ひである。我が人に求めるところは人もまた我に求めるであらう。自ら省みて見よ。自分も過に充ち缺點に満ちてゐるではないか。さればこそ互に學問修養を必

友と交はるの
途

要とするではないか。して見れば善に進むために學問修養のために心誠に朋友を求めるものは、たとひ缺點もあり過はあつても悉く良友である。

もとより人々に境遇の相違があり、趣味性能の相違があり、それ〴〵獨特の個性がある限り、同じく級友學友とはいつても、その間におのづから親疎の別の生ずるのは自然であつて、良友にも厚薄さま〴〵な程度のあることはいふまでもない。しかし、むやみに選好みをしたり、毛嫌ひをしたりして、すべての人に於てその長所美點に眼をとめることをしなかつたら、終生良友を得る機會を見出すことができぬであらう。殊に我等が嚴に戒愼すべきは我意我執の振

交友の感化

舞と猜忌嫉妬の念とである。これらは何れも自分を狭くし、醜くし、自分の品位を蹂躪するあさましき不徳たると同時に、良友を得るの道を妨げる障礙である。我等は廣き世界に於て共に現代の日本に生まれ合せ、しかも鮮かに輝ける理想の下に同じ學園に集まれることの偶然ならざるを思ひ、また我等の國家社會が將來に於ける我等の一致協力に待つことの大きなを考へ、これらの障礙を一掃して互に良友たることを心掛けねばならぬ。

「水は方圓の器に隨ひ人は善惡の友による」といはいはれ、朱に交れば赤くなる」といふ諺もある。何れも交友の感化の大なることを示したものである。他より惡感化を蒙るの

同情

第六課 同情と親切

誰でも悲しい話をきいては他事ながらそらろに涙を催し、親しい友の笑顔を見ては何となく嬉しさに胸が躍るであらう。體は別々でも互に同じ一つの悲しみを悲しみ、同じ一つの喜びを喜ぶ。これが即ち同情である。同情はもと同類の感に基くものであつて、實に人々を結びて社會生活なさしめる目に見えぬ靈の紐である。

同情と社會人生

假りに人間に同情といふものがなく、すべての人はたゞ自分の生存のみに心を奪はれるものとすれば、世は忽ち弱肉強食の巷と化するであらう。たとひ、かゝるあさましき修羅場を現出するに至らないにしても、他人は他人、自分は自分、他人の苦痛は他人の苦痛、自分の權利は自分の權利といふやうに、單なる物質上の利益の交換を外にしては、自他の間に踰え難い障壁があつて、互に互の心に分け入り、互に心をうち開いて同情し合ふことがないとしたら、世の中はいかに落寞とした冷たくもまたさびしいものであらう。同情があるために人は、五尺の身體に閉ぢこめられずして、廣い共同の天地に呼吸し、古今を貫き東西を通じて生活の

同情は人の天性

範圍を擴げ、生甲斐のある人生を生きることができ、旅は途づれ世は情。同情があつて、始めて社會があり、人生があるのである。

天性同情をもつてゐるために我等は、己をつめつて人の痛さを知り、自分の心に尋ねて他人の心の中を思遣ることができ、孔子は、己の欲せざる所、之を人に施すことなかれといつた。我等は常にこの思遣りの心をはたらかして、他人に迷惑をかけぬばかりでなく、更に進んで親切を盡さねばならぬ。

同情は思遣りとなり、思遣りは親切な行爲となつて現れてくる。仁愛も友誼も忠も孝もこの共通の苗床に培はれ

同情と親切

て、それ〴〵に獨特の美果を結ぶのである。畏くも明治天皇は

桐火桶かきながら思ふかな

すきま多かるしづがふせやを

と仰せられた。これは實に天皇の限りなき御仁徳から流れ出たさながらの御詠歎である。さうして天皇の限りなき御仁徳はその限りもなく臣民の上を思遣らせたまうた大御心の現れとして仰ぎ奉るべきである。

ひとに親切を盡すことは誰にでもでき、ひとに親切を盡す機會は日常生活のどこにでも充ち満ちてゐる。物をきかれて叮嚀に答へるのは親切である。電車で年寄や子供

親切の實行

親切實行の注意

に席を譲るのも親切である。父母をいたはり、弟妹にやさしくするのも親切である。家庭に於て、學校に於て、街上に於て、公會の席上に於て、苟も平和と慰安と喜びの現れるところには必ず親切が伴はれる。たとひ何一つとして人に施すことはできないにしても、真心のこもつた親切な言葉をかけることが、どれほど惱めるものを慰め失望せるものを力づけることであらう。

親切は心からして働きかけるものであつて、しぶ〴〵行ふべきものではない。従つて親切な人はたゞその真心の達せられることに満足を感じる。溺れんとするものを救ふものはその救はれることに、弱きものを扶けるものはそ

同情心と親切
の徳を養へ

の助けられることに、無上の幸福と満足とを見出すであらう。些かにも報酬を期待する念の混入したものは眞の親切ではない。しかし親切の心はいかに美しいにしても、これを實際の行爲に現すときは、よく自分の地位や周囲の事情を考へて、ほど／＼を守り、又親切を受ける當人の人格の獨立を傷けぬやうに注意することが肝要である。

文化が進み、社會が複雑となるに従つて、人々は互に相寄り相助けることが、ますます必要になるばかりである。我等は努めて惡意と嫉妬と我慾とを排除して、同情の心を煦め親切の美德を養つて、社會を住心地よくするやうに心掛けねばならぬ。

第七課 禮儀作法

ほどよい言動

醜き感情や欲念を、あたり憚らず起るがまゝに發動させて、常に我儘勝手に振舞ふのは、人と生まれて却つて禽獸を見習ふものである。かやうな人は自ら自分の人格を傷け、その言動がすべて野卑下品に流れるばかりでなく、他人に迷惑をかけ、延いては社會の安寧秩序をも害するに至るであらう。苟も人たるものは、かゝる醜き感情や欲念の横暴な支配を脱して、自ら自分の言動を制し、更に進んで他人の感情を和らげ、共同の生活を滑かにして一般の慶福を増すやうに心掛けねばならぬ。そしてこの好意を現すには、ほ

禮儀と作法

どよき言動にすることが肝要である。
しかし、このほどよき言動を、一々の場合に臨んで各人が銘々に始めからして案出しなければならぬとしたなら、その煩雜さは到底堪へられぬばかりでなく、各人思ひ／＼になつて、相互を理解することが困難となり、折角の好意も先方に通ぜず、親切も却つて仇となることがあるであらう。もし、こゝに誰にでも直ちにそれと見分けのつくやうな、好意の表徴となるべき言語動作の一定した形式があれば、それは人生にとつてどんなに仕合せなことであらう。この形式にあたるものが即ち禮儀作法である。

禮儀作法と社會の秩序

人々の生活には、身分・地位・年齢等に随つてそれ／＼に複

雜多様な關係と方面があり、それに應じて社會にはさまざまな禮儀作法がある。家にあつて父母兄弟に對するにも、學校に於て先生朋友に對するにも、世間に出てて廣く已知未知の人々に對するにも、公私の會合に於ても、祝祭の式場に於ても、或は汽車・汽船・電車の中にも、それ／＼ふさはしき禮儀がある。飲食・服裝の心得を始めとして、行住・坐臥・應對・進退・送迎・慶弔等、一としてそれ相當の作法の存しないものはない。かやうに生活のあらゆる方面と關係とを通じて、それ／＼にふさはしき禮儀作法の行はるればこそ、家族に於けると國家に於けると、その他いかなる團體に於けるとを問はず、社會に秩序ができ調和が生まれて、人生が愉

敬の心

快にまた美しくなるのである。
然らば禮儀作法の魂ともいふべきものは何であるか。
敬の心である。醜き感情を制し、身勝手を慎み、禮儀正しく
するのは、他を敬すると同時に自ら敬する所以である。い
かに親切な心からだといつても、犬猫に對するやうに物を
投げ與へられたら、何人も憤然として怒るであらう。敬が
かけてゐるからである。寛容陳謝その他いかなる動作で
も、敬がかけては直ちに無禮となる。骨肉の間でも餘りに
親しさに狎れて敬に遠ざかる時は、互に禮を失つて遂に不
和ともなるであらう。まして他人の間は尙更のことであ
る。従つて禮儀正しくするには、目上に對してはいふまで

禮儀作法と眞
心

國民の品位と
教養の高さ

もなく、目下に對しても、すべての言語動作のうちに敬の心
をこめなければならぬ。敬を以て好意を表さねばならぬ。
それ故に禮儀作法は一定の形式であるにしても、これに
は必ず眞心が伴はねばならぬ。眞心が伴はない形ばかり
の禮儀は所謂虛禮・虛儀であり、禮儀の衣に卑劣な心の包ま
れたものは取りも直さず詭譎であり、偽善である。心から
なる恭敬の念が、定まつた形をとつて現れてこそ眞の禮儀
となるのである。かやうにして始めて心と形と内外相一
致して、その間に何等の不自然もなく、何等のかたくなるし
もなく、禮儀が眞に美しき光彩を放つに至るであらう。
世には往々禮儀作法を守ることを末節に拘り形式に泥

心を正しくする道

むものとしてこれを卑しめ、粗野不作法を以て男子の本領であるかのやうに思ふものがある。これは眞に禮儀の何たるかを解しないために起る甚だしい心得違である。個人に於ても、國民に於ても、禮儀の正しさは直ちにその品位・教養の高さを示すものといはねばならぬ。

眞心が現れて始めて眞の禮儀になるとはいつても、眞心がひとりでに現れるまでは、禮儀などに構はぬでもよいといふのではない。我等は自ら眞心を現すことに心向けねばならぬ。眞に禮儀を盡さうと思ふほどのものはその眞心を正しき形に現さうと努むるのは當然ではないか。不精々々に、又は偽つて、形のみを繕ふものをこそ擯斥すべ

皇室に對する禮儀
外國人に對する禮儀

きであるが、心誠に形を正しくしようと努むるのは、やがて眞心の現れであり、又心を正しくする所以の道である。

我等日本國民の皇室に對する禮儀は最高最深の敬意の表現でなくてはならぬ。我等はまた外國或は外國人と交るに當つて、常に日本國民として、將た日本人としての品位を保ちつゝ、それらの場合にふさはしき禮儀を守らねばならぬ。たゞ彼れと我れとは言語風習を異にしてゐるのであるから、禮儀を以て交るにも、よく相互の理解を深めることに意を注ぐのが肝要である。要するに我等はよく禮儀の精神を體得し、國民の文化の發展につれて、これをますます美しく發現させてゆくやうに心掛けねばならぬ。

第八課 善い習慣

人と習慣

いつも忘れてゐて、いざ試験といふ時だけ勉強したからといつて、誰もかやうな人を「勤勉な人」とはいはない。常に朝寢ばかりしてゐて、或朝たま／＼近火に目を醒まされて早起したものが「早起の人」といはれないのと同じである。「勤勉な人」とは忘れてゐられないで、常の習として勤勉な人即ち勤勉の習慣を有する人でなければならぬ。「早起の人」に就いていふも、はた「廉潔な人」「正直な人」などに就いていふも、すべて同じことである。

へ
善い習慣を養

古代希臘の大哲學者アリストテレースは、道德的生活に

恐るべきは習慣の力

於て最も大切なのは善い習慣を養ふことであると考へ、徳は習慣の成果である」とさへいつた。善い習慣とは即ち常に善い事を行ふ習慣である。善い習慣を養ふには善い事を繰返して行ふ外に道はない。誰でも習慣的に善い行をするやうになつたときは即ち徳が身に備はつたときである。

かやうに善い習慣が養はれて徳が身に備はるやうになれば、誰でも始めは思慮分別を用ゐ、己にうち克つてやうやくにして爲し得たことも、殆ど無意識的にやす／＼と行ひ得られるばかりでなく、正しき人は喜んで正しく行ひ、勤勉な人は快く勤勉し、それ／＼善い行をすることに喜びと快

さを感じずるやうになる。つまり善い習慣は善い行をする力に外ならぬ。悪い習慣に就いても亦同じことがいへる。始めは何の氣なしに又は恐るゝした事でも、度重なるに従つて習慣となり、遂に痼疾のやうに性格のうちに喰込んで、これがために生涯墮落の淵に沈まされてしまふものもある。であるから誰でも自分の過に氣づいたら、思切つて直ちにこれを改めねばならぬ。恐るべきは實に習慣の力である。さればこそ習慣は第二の天性ともいはれるのである。

習慣の必要

もしも人間が習慣を養ふことができないとすれば人生はどんなものであつたらう。もしも日常生活の仕方に就

習慣の進歩發達

いて、行住坐臥應對進退何から何まで事毎に思慮分別を用ゐねばならぬとすれば、人間は到底學問や道德や藝術等に心を用ゐ、高尚な文化を産み出すために努力する餘裕をもつことができぬであらう。もしも人間に習慣が存しないとすれば、我等は誰に對しても、或は「勤勉な人」或は「正直な人」或は「廉潔な人」といふやうな信任と期待をかけることができず、又社會に何等の秩序も何等の進歩も見出すことができぬであらう。

それ故に我等はまづ日常の生活、卑近な事柄から始めて、次第に善い習慣を養ひ、これを土臺として、更に進んでより高き理想の實現に向つて常に新な努力を試みねばならぬ。

しかし人生は複雑にして且つその進歩には限りがない。従つて善い習慣といつても、それは決して生命を失つた形式のやうに固定して動かぬものであつてはならぬ。さまざまな善い習慣はつまり一つの人格に屬するものであるから、人格の理想を實現するために互に相依り相待つて、複雑な事情に適應しつゝ、誠の心を生命として常に進歩發達すべきものである。

習慣と環境

習慣は必ずしも自覺的な努力の結果としてのみ生ずるものではない。我等は知らず識らず境遇に影響せられ周圍に感化せられて、いつの間にか一定の習慣に染まることがある。人に模倣の本能があり、個人の習慣が社會の風習

習慣と少年時代

と密接な關係を有する以上、これは寧ろ自然の事といはねばならぬ。従つて善い習慣を養ふためには、又常に交友や環境の選擇に心を用ゐねばならぬ。殊に染まり易くして抜き難いのは悪い習慣である。我等は始めからこれに染まらぬやうに注意せねばならぬ。

善い習慣の育ち易いのは少年時代である。そして、これを育てる方法は實行である。單にその意義を知るだけに止まつては何の役にも立たぬ。知れば直ちに行はねばならぬ。例へば早起の習慣を作るに肝要なことは、一たび實地に早起をすることである、そして習慣となるまで毎朝これを繰返すことである。

第九課 謙遜と向上心

才能・身分・財産を誇るな

わづかばかりの自分の才能を鼻にかけて朋輩を蔑にするものがあれば、誰でもその傲慢・不遜な態度を嫌忌するであらう。まして、身分や財産をかさに着て人に高ぶるものがあれば尙更のことである。才能や身分や財産はこれを所持する人の心の持ちやうによつてこそ意義も光澤も出てくるのに、これらのものが本来人の値打を定めるものであるかのやうに考へて、これ見よがしに人を人とも思はぬ苦々しき振舞をするのは、本末・主従を轉倒した心得違の甚だしいものだからである。

誇示は非難を招く

崇高な謙遜の心

然らば自分の功績や德行は、これを他人に誇示して得意がつてもよいだらうか。さうでない。いかに偉功を樹けた人でも自らその功を伐り、いかに德行を積んだ人でも自らその德行に誇つたなら、忽ち非難の的となり、世の嘲笑を招くであらう。これはそもゝ如何なる譯であらうか。凡そ自分の本務は、人の知る知らぬに拘らず眞心からこれを盡すべきものである。些かにても他人に賞められ又は世間から持囃されんがためにこれを盡すときはそれだけ不純な心を以て自分の本務を汚すことになる。まして知徳の修養には限りがない。高く登れば登るほど眼界が廣くなるやうに、深く自覺すればするほど高く又濶くなる

のが人の理想の性質である。徒に思ひ昂つて慢心し、傲然他人を見下すものは、眼界の狭く理想の低い輩である。修業の念に厚く志の大なるものほど、理想の高嶺を仰ぎ見て自分の立つ所のいかに卑きかに氣づくであらう。こゝに於て我等の胸を充たすものは謙遜の心である。自覺が明かになるほど謙遜の心が現れるのである。易經に「謙は尊くして光る、卑くして踰ゆべからず」とある。ニュートンはあれほど偉大なる學問上の功績をたてたにも拘らず、自分のしたことはたとへば限りなき真理の大海に而して、僅かに濱邊の貝殻を拾つたやうなものだと歎じたと傳へられてゐる。例を遠きに求むるまでもなく、近く我が東郷元帥

向上の念

を仰ぎ見よ。自ら自分の功に伐らず、自分の大なるに氣づかず、常に恭敬の心を湛へてその本分に身を捧ぐる偉人の謙遜な態度ほど、美しく崇高なものが又とあるであらうか。謙遜の心に伴つて起るものは向上の念である。誰でも心誠に偉大なる人格を想望するときは、彼も人なり、我も人なりといふ心が起るであらう。これは一面に於て同じく人でありながら、彼の大なるに比べて我の小なるに氣づいた心であると共に、他面に於て、我は小なりとはいひながら同じく人であるから、努めて止まなければ彼の境域に達することのできぬ筈はないといふ、自ら重んじ自ら信じて發憤する向上の念である。一方に於て恭敬と謙遜、他方に於

て自重と自信、これは實に向上の念を産み出す一つ心の兩面に外ならぬ。

孔子は「三人行へば必ず我が師あり」といつた。一たび自分の理想、天分の貴さを覺つて自重、自信の念を深くし、しかも現在の我身のいかにこれに遠ざかつてゐるかを省みて畏敬謙遜の念を厚くするとき、我等は始めて明かに我が缺點に氣づくと共に、すべての人に於て我が師を見出すことができるであらう。こゝに於て人を侮る心は自ら愧づる心に變じ、自ら高ぶる心は人にへりくだる心にその所を譲り、傲慢も不遜も阿諛も卑屈もその影を潛めて、美しい禮儀が人と人との間に咲き出るであらう。

謙遜と禮儀

偉人の心

鴻業盛徳百世に輝く偉人が、己を虚うしてへりくだる心は、和やかな春の海にも譬へることができるであらう。百川を吸ひ、萬類を藏し、自ら卑きに居つてしかも星を浸し、月を洗ひ、山の高きを映し、大空の廣きをその懷に宿してゐるのが大海原の姿である。

謙遜の必要

我等は心から己を虚うしてへりくだらなければならぬ。かやうにして始めて我等の胸奥に、個人としての、又國民としての高大な理想を宿すことができるであらう。

第十課 寛容の精神

修養にはこれだといふ際限はない。大空の廣きを

寛容の精神

慕つて、行けど行けど盡きることのない理想の高嶺によち昇るのが修養の心である。従つて苟も修養に志すものは、何人も、現實の自己がいかに不完全であり、いかに低いところ立つてゐるかを覺るであらう。しかも躓いても起き直り、過や缺點があつてもこれを匡正し、希望を新にして限りなく進むのが人生のやみ難き願ひである。であるから人々は、めい／＼自ら省みて自分の過や缺點を匡正することを努めると同時に、漫りに他人を難詰したり攻撃したりすることなく、互に恕し合ひ扶け合つて、共に向上の一路を進んでゆくこそ最も望ましいことといはねばならぬ。

互助・共同

互に他人の過を恕し合ふことと聯關して、人々が共同の

生活をしてゆく上に心掛くべき今一つの大切な事がある。十人十色といふ諺の示す通り、すべての人は多少の度こそあれ、互にその賦性を異にし、習慣を異にし、趣味教養を異にする以上、他人の云爲動作の中には、必ずしも過とはいへないにしても、多かれ少かれ自分の意見に相違したり氣に入らなかつたりすることのあるのは、寧ろ自然であつて毫も怪むに足りない。然るに、もしもすべての人が悉く自分ばかりを是とし、他の人々を自分と異なるがためにすべて排斥するとしたなら、社會は常に鬭争の巷となつて、人々は一日もその生を安んずることはできぬであらう。深く考ふるまでもなく、人々にそれ／＼の特色があればこそ人生は

天地を家とす

限りなくさまざまの價值を産み出し、従つて社會も進歩發展するのである。であるから我等は互に他人の意見や趣味を尊重し、自他互に結び合ひ補ひ合つて、ますます人生の寶庫を豊かにし、社會の文化を進めてゆくやうに心掛くべきである。

かやうに人々が一方に於て互に他の過失を恕し合ひ、他方に於て互に他の特色を尊重し合つて、一つの社會・人生の理想に結びつくのは、取りも直さず一人々々自己一身の小さな我慾の殻を脱して、廣い天地を我が家とし、我が家の内に自他一切を包容することである。この廣い天地は即ち寛容の精神に外ならぬ。

自省・自責

愛と同情

自分の事は棚に上げて他人の店卸しばかりするのが、いかに身勝手な惡むべき行であるかは更めていふまでもない。道德の教を以て我が身を修める範とせず、却つてこれを他人を責める責道具に用ゐるのは、眞に恐るべく又憤むべきことである。衷心から自ら責めることのできる人にして、始めて他人を責める資格をもつことができる。人は他人を責める前に、まづ自ら省み自ら責めることを要する。自ら省み、自ら責めるのは、悔い改めて善に移り、新しい生活に甦るためである。自分の過は自分で悔い改めるより外に道はない。従つて他人の過は他人をして自ら悔い改めさせるやうにしなければならぬ。悔い改めるには自ら

自分の非を覺ることが肝要である。自ら省みることを知らない憤怒や憎惡は、他人をしてその非を覺らしめるには無力である。惡まず、怒らず、たゞ心からして他人の善を願ふところの道理に照らされた愛と同情のみがこれをよくする。それがやがて寛容の精神である。人は縦ひ他人を責めることがあつても、それは飽くまで寛容の精神からでなくてはならぬ。

惡意を以て惡意に向ひ、怨を以て怨に報ゆるときは、惡意も怨もますます募りゆくばかりで、世に鬭争の絶ゆるひまはないであらう。大哲スピノーザは、惡意は報復によつて増大し、愛によつて根絶される。愛によつて征服された惡

愛と寛容

他人の長所・短所

意は愛に移つてゆくといつた。愛を以て惡意に對し徳を以て怨に報ゆるのは、即ち寛容の精神である。惡人が寛容の精神に感激し、改悛して善に移つた實例は一々枚舉するに遑がない。

何人にも短所があると同時に又長所がある。人の短所のみを見て直ちにその人を棄つるときは、終には世と離れ社會と絶つて孤立する外はなく、自分とても亦短所があるから、我が身の置場がなくなるであらう。我等は人の過去の過のために直ちにその將來までも葬つてはならぬやうに、その短所と共に長所を併せ捨つるやうなことがあつてはならぬ。多くの場合に於て人の長所はやがて短所であ

り、短所はやがて長所である。たゞ我利我欲に囚はれて嫉妬猜忌の劣情に役せられる狭量卑吝の小人は、他人の長所に於て短所を見出さうとし、これに反して心廣く體胖かに寛容の精神に富める君子は、他人の短所のうちにもその長所を發見し、他人をしてその美を成さしめることを我が事のやうに喜ぶのである。

大空の廣き心

明治天皇の御製に

あさみどり澄みわたりたる大空の

廣きをおのが心ともがな

とある。我等は寛容の精神を養ひ、晴れ々と果てしもなく澄みわたつて萬物を覆ひつゝ、大空の廣い心を、我が心

とするやうに修養の道にいそしまねばならぬ。

第十一課 恥を知る心

恥を知る心

犬に骨を投げてやれば、誰れ憚かる色もなく直ちにこれに嚙りついて、嬉々として満足の聲を放つであらう。これに反して人は食物を投げ與へられたとしたら、たとひかに飢餓に迫つた乞丐でも、怫然としてその無禮を怒るに相違ない。人は一面動物でありながら、決して單なる動物的欲望を充たすだけで満足することはできない。いな動物的欲望を充たすにしても、これを人らしく充たすのが人である。蓋し人には單なる動物的欲望を超越して、これに君

自ら恥づる
心

臨するところの人格としての侵すべからざる品位があるからである。この品位を他から侵されたときは辱しめられたと感じ自ら侵したときは我れながらいかにも恥かしいと感ずる。これが即ち廉恥の心、恥を知る心である。この心は人のみにあつて他の動物にはない。従つて「恥知らず」といはれるのは禽獸と同列に置かれることである。それ故に孟子は「羞惡の心なきは人にあらず」といつた。

人がその心を清く正しくして、思ふこと行ふことが自己の本務、本分に忠實なるところに、人としての品位が保たれる。何人でも、その本務、本分に背いて爲すまじきことを爲したとき、たとひ他人には知られなくても、内に省みて、われ

名を惜む心

ながら面目なしと感じて自責の念に堪へないのは、自ら自己の品位を傷け、自ら自己の姿を醜くしたからである。そして傷けられた自己の品位と醜くされた自己の姿は、他人には知られなくても自分には明かに見えるからである。従つて爲すまじきこと、醜きことは、實際に行の上に現さないで胸の内に思ひ浮べることですら、良心の鋭い人はこれを恥かしく感ぜずにはゐられない。であるから、他人に對して恥がしく思ふ前に、自分に對して恥かしく感ずるのが眞に恥を知る心である。

他人に對して自分の過を恥づるのは、もとより自然であり又當然である。しかし、自分に對して恥かしく感ずる心

即ち自ら省みて恥づる心がなければ、他人に對して恥かし
いと感ずることもできず、他人に辱しめられても辱しめら
れたと感ずることもできぬ道理である。従つて自ら内に
省みて嚴かな良心の聲に耳を傾けることを忘れて、ひたす
ら他人のおもはくを氣に病み、むやみに世間の褒貶毀譽に
心を動かされるのは、本統に恥を知るとはいへない。まし
て行に陰日向の別を立て、單に人前だけを繕つて虚勢を張
つたり虚名を釣つたりするのは、洵に恥づべき心事である。
昔から武士は名を惜むといはれてゐる。「名を惜む心」は醜
い行によつて自己の名を汚すことを恥づる心である。眞
に名譽を重んずるのはやがて廉恥を重んずる所以でなけ

破廉恥な行

ればならぬ。

苟も人と生まれて本來恥を知る心をもたぬものはない。
けれども眼前の利欲や一時の劣情のためにこの心が暗ま
されるときは、恥を忘れてあるまじき振舞をなし、それが次
第に募つては習ひ性となつて、良心が鈍り、平氣で破廉恥な
行をして、恥を恥とも思はぬやうになる。恥を知る心の薄
らぎ初めたときは即ち個人が墮落し初めたとき、社會が腐
敗し初めたときである。眞に懼れ戒むべきことである。

恥を清める道

恥を知る心はやがて恥を清める心である。恥を知るも
のは過を犯さぬやうに努めると同時に、一旦犯した過は直
ちにこれを改めねばならぬ。恥を清める道は奮つて恥づ

武士道と清く
明き心

べき行を改めるの外にはない。過は何人にもある。過と知りつゝも強情を張つて我意を通さうとしたり、又は徒らにくよくよして自暴自棄に流れたりするのは、何れも恥を知る心に背くものである。過はもとより恥づべきであるが、過を改めようとしなひのは一層恥づべきことである。生命^{いのち}にかけても自己の面目を傷け家門の名を辱しめてはならぬといふことは廉恥を重んじ名節を尙んだ我が國の古武士の動かすべからざる信條の一つであつた。或は清廉といひ、或は廉潔といひ、或は潔白といふも、つまり恥を知る心の現れに外ならぬ。そしてこの心は一脈直ちに我が國の上古に於て既にその光りを放つた、清く明き^{あき}心に通

ふのである。時は移り、俗は變つても、我等はとこしへにこの心を發揚することに努めねばならぬ。

第十二課 我と我が家

我が家

往くといひ歸るといふ。これは世界中の殆ど凡ての人間が毎日用ゐてゐる言葉である。往くところは西に東に南に北に、或は遠く或は近く限りがないが、歸る所はたゞ一つしかない。それはつまり我が家である。外に出て働くものは一日の仕事を終へては家路を急ぎ、異郷に旅するものは指折り數へて我が家に歸るの日を待ちわび、遊びに連れ出された幼兒は間もなく「おうちへ歸らう」とせがむでは

我と我が家

ないか。人はどこへ往つてもつまりは我が家に吸ひ寄せられるのである。

我等が始めて世界の光を見、社會の空氣を呼吸し、人類の一員となつた所は我が家である。風雨定めなく寒暑來往する天地に裸にて生まれ出で、しかも母の懷に於て絶對に安全な王國を見出した所は我が家である。我が生涯の歴史の上に見えつ隠れつその痕跡を印するものは我が家である。人は直ちに世界のうちにあるのではない。我が家に於て又は我が家の一員として國家のうちにあり、そして後始めて世界のうちにあるのである。

家は愛と敬の搖籃

家は人生を美しく尊くする愛と敬の搖籃である。親は

家は人生の學校

子供の幸福のうちにその幸福を見出し、子供はそれによつて自分の人格を磨き上げること、に於て親の志を成すことのできるのが家の本質である。父母、祖父母、兄弟、姉妹、齡を異にし、性を異にして、しかも互に敬愛の至情もて結ばれ、身體を異にし、地位を異にして、しかも同じ一つの眞心に融け合ふことのできるのが家の家たる所以である。おのづからにして何等の無理がなく、暴壓、虚偽、猜忌、排擠等の不徳が影を潜めて、尊敬と和親に支配せられる社會的關係の模型は、これを最良なる家に求めなければならぬ。

家は又人生の學校であり、社會の訓練所である。我等の魂は家に於て始めて人生と社會とを經驗し、長上の模範と

家と我等の心
掛

指導とによつて、いかに人生を歩み、いかに社會に處すべきかを教へられるのである。奉仕服從親切寛容克己忍耐眞實公正勤儉等の諸徳が、最もよく培養せられ鍛練せられる所は家である。善良なる品性が陶冶せられ、善良なる習慣が形成せられるに最もふさはしい所は善良な家である。善き子たり善き兄弟たることは善き國民たり善き人たることの準備である。いな、やがて善き國民たり善き人たることである。

しかし、本來最も美しかるべき家も、人々の心掛がわるければ最も醜き社會と化するであらう。かやうな醜き家族的關係はその例に乏しくない。家族のたゞ一人の我儘な

我が國に於ける家

振舞も家族全體を不幸におとし、いたゞ一人の美しき心掛も一家一門を平和と歡喜と希望とに導くことができる。して見れば、一家を善くし、一國を善くする道はこれを遠きに求めるまでもなく、直ちに我等めいゝの心掛のうちに宿つてゐるではないか。

我が日本の家は單に現存の家族のみでなく、上は祖先に溯り、下は子孫に降るのであるから、たゞ横に擴がつてゐるばかりでなく、更に縦に窮りなく存續するものである。そして單に血縁を存續させるばかりでなく、時と共に祖先の精神を發展させてゆくのが我が日本の家の特質であり、任務であらねばならぬ。それ故に我が國に於ては、家に對す

る道を完うするのは、同時に父母祖先に對する道、子孫に對する道、君國に對する道を完うする所以である。

第十三課 孝(上)

父母の慈愛

謠曲^{うた}、木賊^{きそく}に「親は千里を行けども子を忘れぬぞ誠なる」とある。よく考へて見れば世の中に親の慈愛ほど深くして純なものはない、尊くもまた神々しきものはない。それ故にこそ古の聖賢はしばしば「人君を民の父母に擬^{たと}へ、耶蘇は神を直ちに天の父と呼んだのである。庭の苗木がいかにして育つかを思へ、そして翻つてそれを人の子の上に比べて見よ。父母はたとへば親木たるばかりではない。そ

父母の恩

の上に大地ともなり、日光ともなり、大氣ともなり、慈雨ともなり、春とも夏ともなつて、一心の誠千萬の境に應じ、子供の生活に至らぬ隈もなく滲みわたり、更にその伸びゆく先々にまでも映發するのが父母の父母たる所以であり、父母の限りなき慈愛である。

生來健康になれたものが、自分の健康に就いて思ひ浮べることさへ極めて稀であるやうに、生れながらに父母の慈愛に包まれて育つてきて、その外に出たことのない我等は、やゝもすれば、その譬へやうのない有り難さに氣づかない虞がある。しかし、苟も物考ふるほどのものは自ら内に省みさへすれば、必ず自分の生命の底深く父母の慈愛の流れ

父母に酬ゆる
の道

てゐることを見出し、その大恩をしみつゝと感じて、いひ知れぬ有り難さに胸を充たされるであらう。世に恩を忘れるほどあさましいことはなく、恩知らずといはれるほど愧づべきことはない。たとひ露ほども他から受けた好意に對しては、有り難うといつて感謝の意を表するのが人たるものの當然の道ではないか。まして父母の限りなき慈愛に對しては、我等は常に限りなき感謝をさゝげて終生その大恩の萬一に報ゆることを心掛けねばならぬ。

それでは、どうしたらば我等は父母の大恩に報ゆることができるであらうか。愛敬の誠を以て父母に對し、父母の心を我が心として、父母の願を成就することに心身を捧げ

父母の願と孝

る外に道はない。これ即ち孝である。

我等の父母が朝夕心にかけてたまふ願は、我等が健かに成長してそれによつて立派な人となることである。それ故に我等がめい／＼自分の健康に注意して、我が身を大切にするのは孝である。日々學問の道にいそしみ、學生としての本分に忠なるは孝である。兄弟姉妹と仲善くし、先生を敬ひ、良友に親むのは、父母の心になふ所以であつて孝である。學校を卒へてそれ／＼分に應じ志すところに従つて身を立て、國家社會に貢獻するのは、父母の願を充たす所以であつて孝である。かやうに考ふときは、孝は實に百行を貫き、衆徳を結ぶものといはねばならぬ。

孝道

しかし、もしも、父母の心、父母の願は、つまり我等が立派な人となつて國家社會に貢獻することにあるのであるから、孝といつても特に父母のことを顧みるには及ばぬと思ふものがあれば、それは既に親に背き孝を抛つたものである。世にはやゝもすれば天下國家を口に、人類愛などを説きながら、父母に對しては我儘に振舞ふものがないでもない。かくの如きは實に不孝の甚だしいものであつて、言語道斷の至りである。父母を愛する心なきものが、いかにして心誠に人類を愛することができであらうか。直接に父母に對する敬愛の心を失つたものが、いかにして父母の心を心として、父母の願を成就することができであらうか。

親を愛敬せよ

中江藤樹や、二宮尊徳や渡邊華山等を見よ。眞に父母の心を心として父母の願を成就することを自分の願とする孝子は、どこまでも父母を大切に、父母の心に分け入り、父母を扶けてその勞をいたはり、その心を安んじ喜ばしめることに、心を碎き力を盡さずにはゐられないであらう。孔子は、其の親を愛せずして他人を愛するを悖徳といひ、其の親を敬はずして他人を敬ふを悖禮といふと教へた。我等はこの語の意味を深く味はねばならぬ。

第十四課 孝(下)

親を思ふ子心

親は子を思ひ、子は親を思ふ。これは人間の尊い本性に

深く根をおろした抜き難い至情である。孝は子たるものがこの抜きがたい至情からして盡すべきものであつて決してこれを外から強ひられる負擔のやうに思つてはならぬ。吉田松陰はその悲壯な最期に臨んで親思ふ心にまさる親心けふのおとづれ何ときくらんと歌つた。「孝子は親を思ふこと身を終るまで極りなし」といはれ、恨の至りて恨めしきは若うして親に先だつよりも恨めしきはなし」といふ語もある。終生親を思ひ、死に臨んで親思ふ心にまさる親心を今更に身に沁みて感ずるのが子の真心である、本統の子心である。いかに不孝な子といつても本来親を思ふ心を有たぬ子はない。親を求め、親にすがり、親を慕ひ、親

子たるもの
道

と一つにならんとするのが子供の天真さながらの姿ではないか。

感謝といひ報恩といふも、この一寸ちに親を思ふ真心から萌え出でてこなければならぬ。これを買つた品物の代價を拂つたり、借りたものを返したりするやうなつもりで、實際形に現れて親から受けた恩恵の多寡を考へたりするものがあれば、それは既に子としての真心がくらんだもので洵にあさましいことである。限りある力に限りなき思をこめ、一滴の涙にも一言の戒めにも無限の慈愛をひそめるのが親の真心である。親に對して無限の感謝とあらゆる努力を捧げるのが、子供の真心であり、子たるものの

親の過

道でなければならぬ。

それ故に、假に子に對する親の仕打に無理があるやうに思はれるときも、子たるものは親を責めずして、親の眞心を汲むと同時に、自分は子たるの道を盡すことに於て果して缺けるところはないかと自ら省みなければならぬ。もとより世の中に完全に徳を備へた人は殆どこれを見出すことはできない。従つて聖人でない限り我が親にも過や缺點もあるであらう。しかし、もとは他人でも互に同情を以て交り、互に恕し合ひ戒め合つて、善に遷るのが親友に對する道ではないか。まして我が親がいやが上にも善き親となり、正しき人となることは、もとゝ親自からの願たると

孝は百行の本

同時に孝子の衷心からの願でなければならぬ。そして、この願を成就するには、子としてはたゞ素直な、朗かな、柔和な心に愛敬の誠をたゞへて、子たるの道を盡すより外はない。子たるものが一心萬事に應じ萬境に處して、よくその誠を盡して父母に接するならば、世間に往々見るところの親子の間の感情や意見の衝突は、おのづから消え失せるであらう。

道德は人と人との間に行はれるものである。そしてすべての人が人となるのは、親の子としてであることはいふまでもない。従つて道德は、親子の關係に始まるのである。子供の心を啓いて愛と敬とにめざめしめるのも親であり、

孝は我が國民
精神の基調

善きこと正しきことを身で示し口で教へて、子供を道德の世界に導き入れるのも親である。それ故に廣く人類に向けられる愛も敬も、その他のすべての善き心掛も善き行も、孝のうちに芽ぐまれ親に順なることに始まるのである。孔子は、孝は徳の本なり、教の由つて生ずる所なりといひ、また親を愛するものは敢て人を惡まず、親を敬するものは敢て人を慢らずといつた。孝は實に「百行の本」といはねばならぬ。

世界中親を大切にし親に奉ずることが美德とせられない國はない。しかし家の重んぜられると共に、孝道の最も尊い意義がその發現の地を見出したのは我が國に於てで

子の道と親の
道

ある。孝はまた忠と融合して我が國民精神の基調をなし、かゝやかしい國史の上に不斷の光彩を放つてゐる。何人も子として生まれるが故に、まづ子として教へられ、子としての道を盡さねばならぬ。眞に子としての道を完うするものは、自ら親となるに迫^おんで、おのづから眞に親としての道を完うすることができるであらう。

第十五課 友 愛

友愛

友愛とは兄弟姉妹互に仲よくし、互に愛し合ひ助け合ふことである。アリストテレースは「親から生まれたるが故に子供は親を愛し、同じ親から生まれたるが故に兄弟は互

に相愛する。同じ血を分けて生まれ、同じ幹から分れ出てゐるが故に、兄弟はいはば同じものが分かれてゐるに過ぎぬといつてゐる。我が國に於ても兄弟姉妹のことを古くから同氣とも連枝ともいつてゐるのは、同じ道理に基づくのである。同じ親の子として生まれ、同じ親の恩愛にはぐくまれ、同じ家に住まつて寢食を共にし、苦樂を共にして生ひ立つてゆく兄弟姉妹が、互に愛し合ひ助け合つて仲よくするのは、最も自然なことであつて、又さうあるべきことである。それ故にこそ、廣い世界に於て人類が仲よく交ることとを兄弟姉妹の關係に擬らへて、四海兄弟とも、四海同胞ともいふのである。

友愛と孝

友愛は同じ親を親とする兄弟姉妹の間に行はれる道であるから、それが孝と密接な關係をもつてゐることは明かである。親は子供に於てそれ〴〵に自分の面影を見、兄弟姉妹は互に自他に於て親の面影を見、更にまた自他の面影を見ることが出来る。さうして、單に姿形や生まれつきの性質に於て同じところがあるために、自然に親みが加はるといふだけでない。同じ親の心をそれ〴〵に我が心とし、同じ親の願をそれ〴〵に成就することに心身をさゝげるのであるから、兄弟姉妹は體こそは分かれてゐても、心は同じ一つの誠に通ひ、同じ一つの眞心に融け合つて、仲よく親むのは當然である。まして親からいへば兄弟姉妹はすべ

長幼の序

て我が愛子であるから、子供たちが愛し合ひ助け合つて協同してゆくのを見るほど嬉しいことはない。この親心に副ふのは取りも直さず孝である。して見れば友愛は孝に根ざし、孝に培はれて咲き出づるものといはねばならぬ。

友愛の道が完うされんがためには、兄弟は兄弟らしく親切に、姉妹は姉妹らしく従順に、兄弟は兄弟を導き、姉妹は兄弟を敬はねばならぬ。たゞ常に注意すべきは、同氣といひ連枝といつても、その間に男女の別、長幼の序があるやうに、趣味性格にも相異があるのであるから、よくこの別序を辨へると同時に、互に他の個性を理解し、尊重し合つて親しいなかにも禮を失はぬことである。そして、めい／＼我儘勝

友愛と親族の親しみ

手を去り、我意我執を離れ、藹々たる和氣のうちに互に恕し合ひ、戒め合つて、共に／＼向上の道を進むべきである。

友愛はその性質上、廣く人と人との間に行はれ得べきものであつて、必ずしも兄弟の間に限らるべき道ではない。けれども同じ人間中にあつて、兄弟は生まれながらに特別の關係を以て結ばれてゐる。幼少の時は寢食を共にした兄弟、姉妹も成人して後、或は家を嗣ぎ、或は分家し、或は養子となり、或は嫁にゆき、それ／＼獨立して一家を立てるやうになれば、四圍の事情や關係もおのづから變つてきて、親の愛護の下に同じ家に住んでゐた頃とは著しくその趣を異にするものがあらう。しかし、生まれながらに兄弟たるの

關係は變りやうがない。喜びにつけ、悲しみにつけ、胸中に蘇つてくるのは懐しき幼時の記憶である。たとひ父母は在さずとも、また家や境遇は異つても、兄弟姉妹たるものは各自獨立自重の精神を保ちつゝ互に助け合ひ、勵まし合つて共に正しく美しい人生を創り出すやうに努めねばならぬ。さうすることによつて友愛はおのづから一家を出でて一門の上に擴められ、遠近厚薄に應じて親族相親しむ所以の道となるのである。

友愛と協同の精神

兄弟姉妹が互に利を争つて嫉視、反目するほど醜いことはない。「兄弟は他人の始まり」といふ諺はかやうな人生の醜い半面の消息を物語つてゐる。しかし兄弟仲よくする

のは、人が廣く他人と仲よくする始まりであり、社會と協同する緒である。我等は兄弟仲よくし、親族相親しみ、更にこの友愛の心を擴めることによつて父母祖先に對する道を完うすると同時に、國民として、また人として、廣く他人と協同する精神を養はねばならぬ。

第十六課 忠孝と我が國體(上)

臣民の道即ち忠

こゝに忠といふのは君主に對する臣民の道である。我が國に於ては萬世一系の天皇の大御心を奉體して、これに副ひ奉ることに心身を捧げるのが、臣民たるものの道即ち忠である。

忠良の臣民

畏くも明治天皇は教育に關する勅語に於て

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信ジ
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以
テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇
公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先
ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

と宣はせられた。我等日本國民が學問を修め、品性を磨き、
善き子となり、善き兄弟となり、善き配偶となり、善き朋友と
なり、己れを持するには謙讓恭儉の行を以てし、公衆に對し

忠孝一致

ては同情親切の心を擴め、かくて忠實に家庭人として又社
會人としての本分を盡し、且つ常に國憲國法を尊重し遵守
して、立派な人となり、立派な公民となり、立派な國民となつ
て、平時には平時に處し、非常時には非常時に處するの道を
以て國家の永遠の存續・發展に貢獻すること、これ即ち我等
の大君が大御心にかけて望ませたまふところである。

謹みて按ずるに、これは實に我等が日本國民として、人と
して當に盡すべき本分であつて、我等の良心のおごそかな
命令たると同時に、我等の父母の我等に對する衷心からの
本願に外ならぬ。己れの良心に従つて人としての本分を
盡す道と、親の志を成す道と、大君の大御心に副ひ奉る道と、

國體と皇恩

相一致してその間に何等の悖るところがない。

かやうな美しい一致と調和はどこから来るであらうか。萬邦無比の我が國體こそ——我等の國體をして萬邦に卓出せしめたまふ我等の大君の大御心こそ、その尊い淵源でなければならぬ。親が親として家を思ひ子供を思ふ心を、いやが上に廣く深く長く遠く國家と國民との上に移させたまふのが、畏くも我等の大君の大御心であるからである。我等が既に學んだ

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わが民草のうへはいかにと

とこしへに民やすかれと祈るなる

我が世を守れ伊勢の大神

との明治天皇の御製は、まさしくこの大御心のさながらの表現として仰ぐべきである。そしてこの限りなき慈愛にあふれて天地に磅礴する大御心こそは、皇祖が依つて以て國を肇めさせたまうた大御心であり、萬世一系の皇統の基を定めさせたまうた大御心である。仁徳天皇はこの大御心もて民の貧しきは朕の貧しきなりと仰せられ、醍醐天皇はこの大御心もて寒夜に御衣を脱がせられ、龜山上皇はこの大御心もて身を以て國難に代らんと祈願をこめさせたまうた。世界に誇るべき大化の革新も明治の維新も、つまりはこの大御心の發現に外ならぬ。建國以來悠久幾千載、

時に盛衰はあつても、常に國家・國民の潑刺たる生命の本源となり、我が國史に陸離たる光彩を放射する光源となつたものは一系萬世を貫流するこの大御心である。大正天皇が「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と仰せられ、今上陛下が「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ」と宣はせられたことは、又我等が既に學んだところである。して見れば我等の大君は、やがて天壤と共に窮りなき我等の國家の大慈父と仰ぎ奉るべきではないか。大君の大御心に副ひ奉ることがやがて親の心に適ふこととなり、身を修めて人たるの本分を完うすることとなるのは寧ろ當然である。

である。そしてこれ又やがて國家を愛し、後世子孫のために盡す所以である。

これを要するに我が國民道德に表れたる諧調の美しさは、つまりは我等が我等の大君を同時に大慈父と仰ぎ奉ることのできるころ、即ち孝が忠に一致するところに基くものと云はねばならぬ。そしてかやうな一致は、皇祖の雄大壯嚴なる建國の大精神を、連綿として永遠に繼承・發展すること、をその天職とせさせたまふ、萬世一系の天皇の君臨まします世界無比の國體を有する我が國に於て、始めて實現し得られることである。

教育に關する勅語の冒頭に於て、

世界無比の國體

國體の精華

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
と宣はせられた明治天皇の教旨の深遠なる洵に畏き極み
である。

第十七課 忠孝と我が國體下

萬世一系の皇統を奉戴する我が國に於ては、歴代の天皇
が國家を統治し、國民を綏撫せさせたまふのは、もとよりそ
の限りなく國を思ひ民をいつくしませたまふ大御心より

皇祖皇宗の遺
訓と大孝

忠孝一致の深
い意義

出づるのであるが、これと同時にその神聖なる天職の御自
覺に基づくことはいふまでもない。そして、この天職を完
うせさせたまふことは、やがて皇祖皇宗の遺訓を紹述して
大孝を申へさせたまふ所以であり、また皇子孫に範を垂れ
させたまふ所以である。

これと同じく明治天皇が憲法發布勅語に「朕カ臣民ハ即
チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ」を仰せられた
やうに、建國以來我等の祖先が、代々相繼いで無限の皇恩に
浴し、歴代の御心を奉體し、皇謨を翼贊し奉つて今日に迄
んだことを思ふときは、臣民たるもの皇室に對する忠誠の
念をいやが上に深めずにはゐられない。我等が大君に對

君臣一體・君
國一體

して忠なるは、父母祖先の遺志を紹ぎ更に子孫に傳へて時と共にこれを發展せしむる所以であり、父母祖先の遺志を長へに繼承發展せしむるのは、即ち大君に對して忠なる所以であつて、忠孝の一致はますゝその意義を深めてくる。祖先の關係に於ては、朝鮮臺灣等に於ける新附の民は本來の日本民族とは少しくその趣を異にするものがある。しかし國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シと仰せられた大御心は、國家國民全體を藎んで、建國以來一系永遠を貫いて變らせたまふことはない。我が國史の示すところによれば、天孫降臨の以前に於て、この國には既に幾多の先住民族があつた。けれども皇祖皇宗は外國の歴史に見る

やうに、決してこれらの先住民族を放逐したり奴隸にしたりしたまうたのではない。彼等をいたはり慈しみ教へ導いて限りなき王化に浴せしめ、たゞ頑冥不靈にして執拗に治國・安民の大御心に抵抗したものに對しては止むを得ず兵を用ゐられたけれども、これらのものと雖も一旦歸順した後は一樣に愛撫せさせたまうたのである。その後追々に歸化した種々な民族に就いていふも同様であつて、國初以來すべての異民族は、我が建國の大精神の下に大君を大慈父と仰ぎ、いつしか天孫民族と融合・同化して、同じ文化のうちに着ち、同じ文化を育てつゝ、事實上同じ一つの日本民族となつて發展して今日に至つたのである。それ故に我

愛國の精神と
忠君

等日本國民たるものは、どこまでも限りなく深く廣き大御心を身に體し、又我等の祖先の範にならつて、本來の日本民族たると新附の民たるとを問はず、すべて同胞一體となつて、君民一體、君國一體の我が國史の美しき精神を發揚して、ゆくやうに努めなければならぬ。

我が身を忘れて子供が立派な人となることを願ふのが親心である。しかし、親の願を成就するほどの孝子は親を忘れることはできない。親を思ふ眞心に貫かれて始めて親の願を成就することができる。我等の大君が斷えず大御心にかけてきたまふところは、國家國民の安寧發達である。従つて我等が國家國民を愛するのは、その事柄に於て

純忠至誠

おのづから大君の大御心に副ひ奉る所以である。しかし心からして大御心に感激して皇室を尊崇し、大君を敬慕する至情と赤誠に貫かれて、始めて眞に大御心に副ひ奉ることができ。同じく愛國といつても、我が國の愛國は他國に於けるそれとは著しくその意味を異にしてゐる。我が國の愛國は萬世一系の皇統を奉戴して、連綿不斷に國民の道德的理想を實現しつゝある世界無比の我が國體を愛護して、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る赤誠を以て貫かれねばならぬ。

我等の祖先が、皇國のために身命を捧げて皇室の洪恩に對へ奉つてきた忠誠、義烈の事蹟は、古往今來史上に燦然た

る光彩を放つ世界の一大驚異である。「君が代は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで」と宇内に響きわたる我等の國歌こそ我等全國民の心の奥底より迸り出づる純忠至誠の聲でなければならぬ。

中學修身書 改訂版 卷二終

昭和十二年十二月十八日 改訂版印刷
昭和十二年十二月二十二日 改訂版發行

卷數	定價
一	金四十錢
二・三・四	各金四十五錢
五	金五十錢

著者

大 島 直 治

發行者

東京市澁谷區千駄谷四丁目七百二十番地
合資會社 育英書院

右代表者

倉 田 八 十 八

東京市神田區錦町三丁目十一番地

印刷者

白 井 赫 太 郎

中學修身書 改訂版

發行所 東京市澁谷區千駄谷四丁目七百二十番地
振替口座(東京)七四二番
育英書院
發賣所 東京市神田區駿河臺三丁目二八〇九番
振替口座(東京)二八〇九番
目黒書店



